

番 号 : 131315
 国 名 : キューバ
 担当部署 : 農村開発部畑作地帯課
 案件名 : 農業開発アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業開発アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年 2月 下旬から 2015年 3月 下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 11.20M/M、合計 12.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
4日	90日	3日	90日	3日
第3次派遣	国内作業	第4次派遣	整理期間	
90日	3日	66日	3日	

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月5日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約単独型のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業開発分野に係る各種業務
対象国/類似地域	中米・カリブ地域/全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

キューバ国の現在の食糧自給率は20～30%程度と推計されており、国内での基本食糧の生産を増大させ、食糧自給率を向上させることがキューバ政府にとっての最優先課題となっている。2011年4月のキューバ共産党第6回大会で承認されたキューバ政府による経済・社会政策方針においても、食糧生産の増大と食糧輸入の削減、農業生産性向上などの必要性が確認され、農業振興のための経営形態の多様化、税法上の優遇措置、アグロインダストリー政策の推進などに言及されている。

これまで我が国は農業分野において、「中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト（2012年～2016年）」及び「海水魚養殖プロジェクト（2008年～2014年）」の2件の技術協力案件を実施してきており、キューバ国民の主食である米の増産のための証明種子の生産・普及、及び、これまでタンパク源として摂取されてこなかった海水魚の養殖を支援してきた。今後、キューバ政府が掲げる農業振興を更に推進していくためには、新たな事業の形成と実施が必要であるが農業開発分野におけるキューバ側のニーズやポテンシャルの分析が十分になされていない状況にあることから、案件の特定が困難となっている。

このような状況の下、2013年4月にキューバで実施された合同政策協議ミッション（先方政府及び我が国からは外務省及びJICAが参加）において、日本・キューバ両政府は、キューバ側の農業開発分野全般のニーズを整理し、日本が有する技術・知見等のリソースとの整合性を図ったうえで協力の可能性を検討する旨の合意に至り、農業分野におけるアドバイザー専門家派遣の必要性が認識された。このような背景をから、今般、農業開発アドバイザーの要請に至ったものである。

7. 業務の内容

本業務は、以下の成果が達成されることにより、キューバにおいて農業振興に貢献する具体的かつ実現可能性の高い事業の立案が促進されることを目的としている。

成果1：キューバにおける農業分野（以下、農業、牧畜、水産分野を含む）の現状、課題、他ドナーの動向等に関する情報が収集・整理され、農業分野のニーズ及びポテンシャルが明らかになる。

成果2：上記の結果と援助リソースとの整合性が分析され、キューバ側関係者の間で共有されるとともに、農業分野における実現可能性の高い新規案件が提案される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2014年2月下旬～2014年3月上旬）

- ア）要請背景を把握するとともに、本業務の関係資料等（10.（2）参考資料を参照）を確認し、現地派遣期間の業務内容及び業務行程を検討する。
- イ）現地派遣期間の業務計画について、JICA農村開発部と協議した上で、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文・西文）に取りまとめ、報告する。

（2）第1次現地派遣期間（2014年3月中旬～2014年6月上旬）

- ア）第1次現地派遣期間のワークプランを相手国実施機関、およびキューバを所管するJICAメキシコ事務所に説明し、業務計画を確認する。
- イ）キューバにおいて以下の活動を実施する。
 - ① 農業開発政策、農業分野の現状、課題に関する情報を、農業省及び関係機関におけるインタビューや現地視察等を通して収集する。
 - ② 農業分野に関する我が国の協力の成果や課題、及び、他ドナーの援助動向等につき、インタビューや現地視察等を通して情報収集する。
- ウ）第1次派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、相手国実施機関、およびJICAメキシコ事務所に報告を行う。

（3）第1次国内作業期間（2014年6月中旬）

- ア) 第1次派遣期間の活動結果につき、JICA農村開発部に報告を行う。
 - イ) 第1次派遣期間の活動結果に基づき、ワークプランの見直しを行い、JICA農村開発部に提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2014年6月下旬～2014年9月中旬)
- ア) 第2次現地派遣期間のワークプランを相手国実施機関、およびJICAメキシコ事務所に説明し、業務計画を確認する。
 - イ) キューバにおいて以下の活動を実施する。
 - ① 農業開発政策、農業分野の現状、課題に関する情報を、農業省及び関係機関におけるインタビューや現地視察等を通して収集する。
 - ② 農業分野に関する我が国の協力の成果や課題、及び、他ドナーの援助動向等につき、インタビューや現地視察等を通して情報収集する。
 - ③ 上記①②で収集した情報に基づき農業分野のニーズ及びポテンシャルを分析し、中間レポートを作成する。
 - ④ これまでの調査で明らかになった農業分野のニーズ及びポテンシャルにつき、我が国の援助リソースとの整合性を踏まえて実現可能性の高い事業案を検討する。
 - ⑤ 上記の分析・検討結果をキューバ側関係機関と協議し、新規案件形成の方針を決定する。
 - ウ) 第2次現地派遣期間の活動結果(中間レポート内容を含む)を現地業務結果報告書として取りまとめ、相手国実施機関、およびJICAメキシコ事務所に報告を行う。
- (5) 第2次国内作業期間(2014年9月下旬)
- ア) 第2次現地派遣期間の活動結果につき、JICA農村開発部に報告を行う。
 - イ) 第2次現地派遣期間の活動結果に基づき、ワークプランの見直しを行い、JICA農村開発部に提出する。
- (6) 第3次現地派遣期間(2014年10月上旬～2014年12月下旬)
- ア) 第3次現地派遣期間のワークプランを相手国実施機関、およびJICAメキシコ事務所に説明し、業務計画を確認する。
 - イ) キューバにおいて以下の活動を実施する。
 - ① 農業分野のニーズ及びポテンシャルに関するレポートの為の追加情報を、インタビューや現地視察等を通して収集する。
 - ② 収集した情報に基づき、ドラフトファイナルレポートを作成する。
 - ③ 第2次現地派遣で決定された新規案件形成の方針に基づき、キューバによる農業開発分野の具体的な案件形成に対して助言、指導を行う。
 - ウ) 第3次派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、相手国実施機関、およびJICAメキシコ事務所に報告を行う。
- (7) 第3次国内作業期間(2014年12月下旬)
- ア) 第3次派遣期間の活動結果につき、JICA農村開発部に報告を行う。
 - イ) 第3次派遣期間の活動結果に基づき、ワークプランの見直しを行い、JICA農村開発部に提出する。
 - ウ) 農業分野のニーズ及びポテンシャルに関するドラフトファイナルレポートをJICA農村開発部に提出する。
 - エ) 上記レポートに対するJICAからのコメントに対応する。
- (8) 第4次現地派遣期間(2015年1月中旬～2015年3月上旬)
- ア) 第4次現地派遣期間のワークプランを相手国実施機関、およびJICAメキシコ事務所に説明し、業務計画を確認する。

- イ) キューバにおいて以下の活動を実施する。
- ① 必要に応じ、農業分野のニーズ及びポテンシャルに関するレポートの為の追加情報を収集し、レポートを最終化する。
 - ② 第2次現地派遣で決定された新規案件形成の方針に基づき、農業開発分野の具体的な案件形成に対して助言、指導を行う。
- ウ) 第4次派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめるとともに、専門家業務完了報告書（和文）ドラフトを作成し、相手国実施機関、およびJICAメキシコ事務所に報告を行う。

(9) 帰国後整理期間（2015年2月下旬）

- ア) 専門家業務完了報告書（和文）を作成してJICA農村開発部に提出し、報告を行う。

注：現地派遣期間におけるメキシコ事務所への報告について、旅程上、事務所への立ち寄りが難しい場合は、JICA本部でのテレビ会議も可とする。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

報告書・成果品等	言語	提出方法
(1) ワークプラン 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。	和文、 西文	電子データで提出
(2) 現地業務結果報告書 業務の具体的内容、業務の達成状況等を記載	和文、 西文	電子データで提出
(3) キューバにおける農業分野のニーズ及びポテンシャルに関するレポート	和文、 西文	電子データで提出
(4) 専門家業務完了報告書 記載項目： ①業務の具体的内容 ②業務の達成状況 ③業務実施上遭遇した課題とその対処 ④残された課題、その他	和文 2部	体裁は簡易製本とし、 電子データを併せて 提出

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒（直行もしくは北米経由）⇒メキシコシティ⇒ハバナ⇒メキシコシティ⇒（直行もしくは北米経由）⇒成田を標準とします。

(2) 一般業務費

本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないキューバでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・車両関係費：18,400円×336日＝6,182,400円
- ・通信・運搬費：3,000×336日＝1,008,000円
- ・資料等作成費：30,000円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年3月中旬～2014年6月上旬（第1次）、2014年6月下旬～2014年9月中旬（第2次）、2014年10月上旬～2014年12月下旬（第3次）、2015年1月中旬～2015年3月上旬（第4次）を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。ただし、渡航回数は変更不可とし、キューバ国内の1回の滞在期間は、90日以内とします。

②現地での業務体制

本業務は専門家1人による単独体制ですが、当国に派遣中である「援助調整専門家」との連携を想定しています。

③便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

初回派遣時のキューバ・ハバナでの空港送迎に限り、手配します。

イ) 宿舎手配

毎回のキューバ現地派遣期間の最初の一週間に限り、手配します。メキシコ滞在中の宿舎に関しては、必要であれば、メキシコ事務所が手配可能です。

ウ) 車両借上げ

初回派遣時に限り、借上げ車両を手配します。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

初回派遣時の関係機関表敬、打合せに限り、援助調整専門家を通じて日程をアレンジします。必要に応じて当該専門家の毎回派遣時の(最初の一週間の)関係機関とのアポイント等各種調整を、援助調整専門家を通じて行います。

カ) 執務スペースの提供

あり（援助調整専門家の執務スペースを使用予定です）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・キューバ共和国 中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト 詳細計画策定調査報告書 <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000006575>
- ・キューバ共和国 技術協力プロジェクト海水魚養殖実施協議調査団報告書 <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000245143>
- ・キューバ国別評価（平成24年度外務省ODA評価） <http://p.tl/vhoE>

(3) その他

- ア) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- イ) 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとします。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成してください。

以上